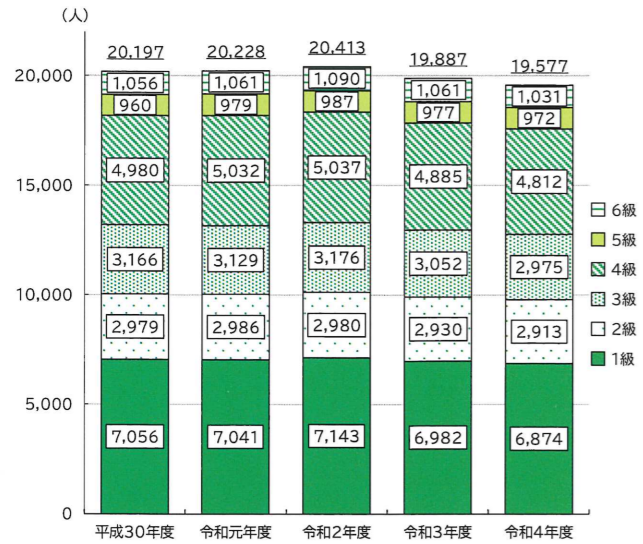


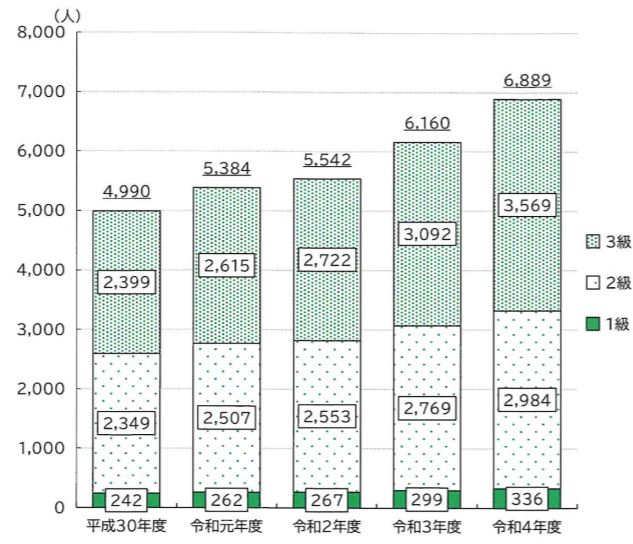


大田区の障がい者の状況

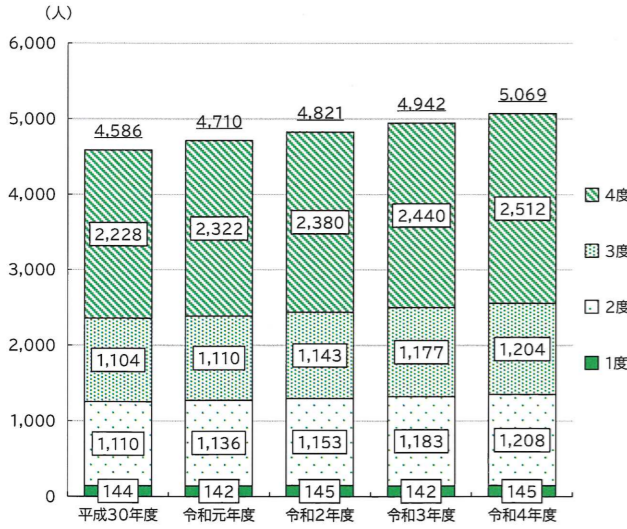
【身体障害者手帳所持者数の推移】



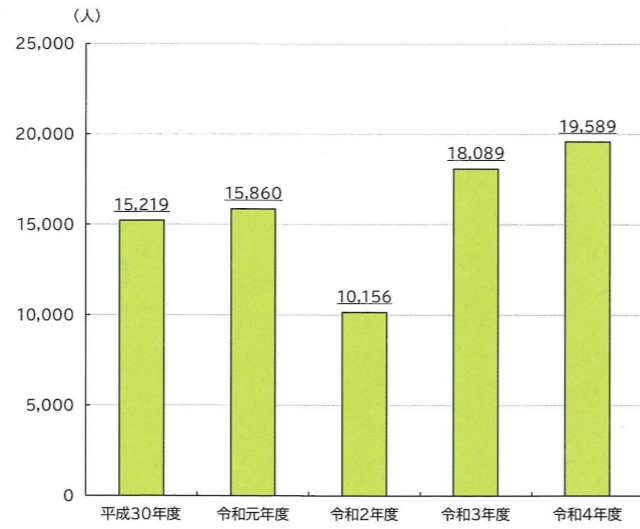
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



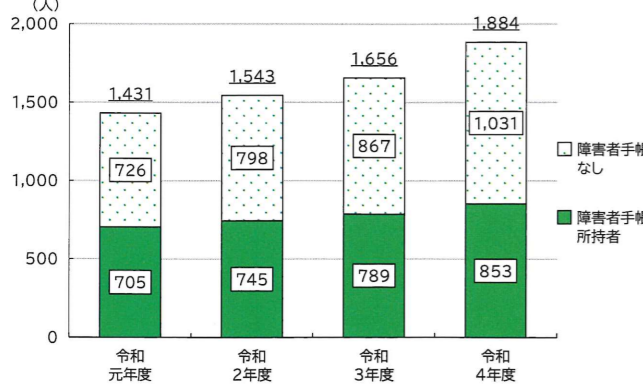
【愛の手帳所持者数の推移】



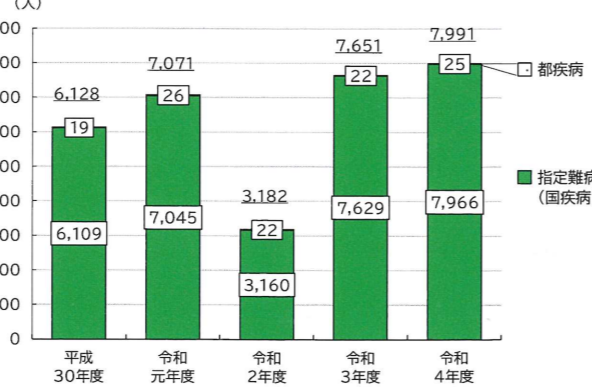
【自立支援医療(精神通院医療)申請者数の推移】



【通所受給者証所持者数の推移】



【難病医療費等助成申請者数の推移】



※各年度 3月31日時点

概要版

令和6年度～令和8年度

おおた 障がい施策 推進プラン

大田区障害者計画

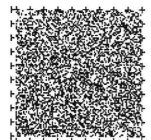
第7期大田区障害福祉計画

第3期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

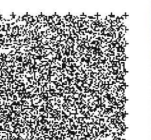


©大田区



おおた障がい施策推進プラン 令和6年度～令和8年度

発行 大田区福祉部障害福祉課 発行年月 令和6年3月
 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
 電話:03-5744-1700 FAX:03-5744-1592



この冊子は音声コード付きです。
 右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。
 専用の読み上げ装置等を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。

基本理念

基本目標

視点

ライフステージ
ごとの支援

相談・
支援体制
の充実

「障がい者が地域で自分らしく

基本目標1 自分らしく いきいきと

基本目標2 互いを理解し つながり

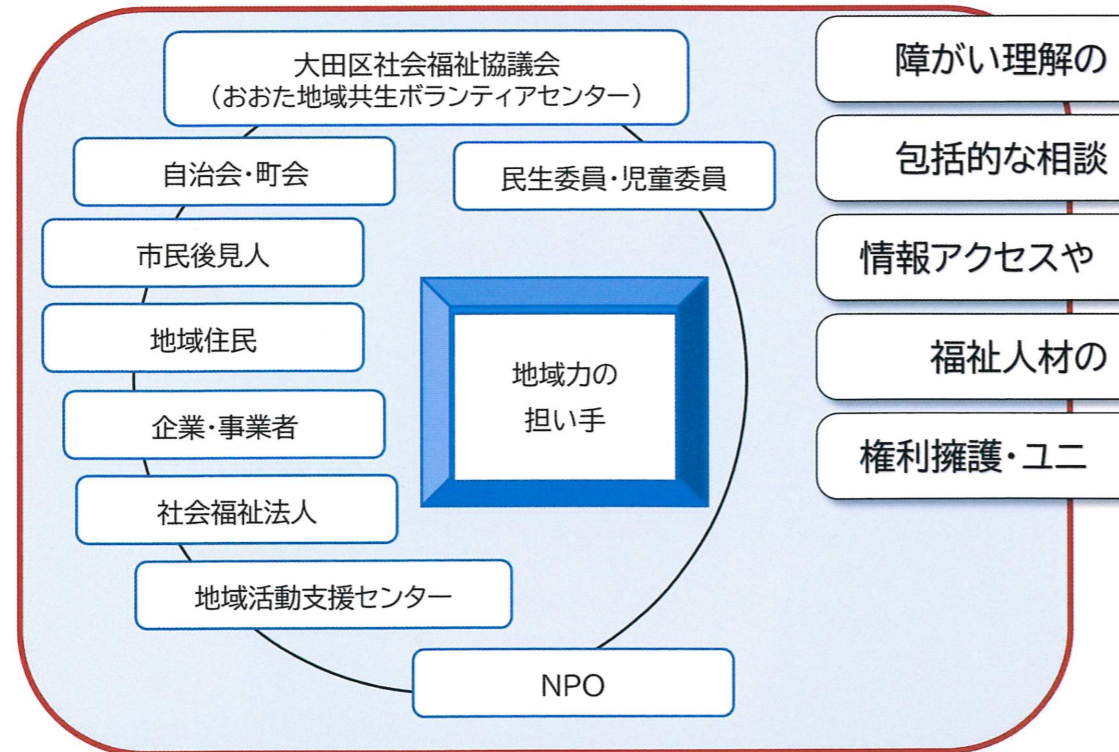
基本目標3 尊厳や権利が守られ

視点1 孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくり

視点2



支援



「大田区障がい施策推進会議」において、計画の進捗状況の評価及び検証を実施します。それを踏まえ、計画の推進に当たっては、様々な部局が連携し、分野横断的に取組を進めるとともに、事業者等と適切な

安心して暮らせるまち」の実現に向けて

暮らし続けられるまち

支えあうまち

安全・安心に 生活できるまち

地域の多様な主体の参加の推進

視点3 分野横断の包括的支援体制の強化



相談

支援

促進、差別の解消

支援体制の充実・強化

意思疎通の充実・向上

確保・育成・定着

バーサルデザインの推進



障がい者総合サポートセンター

大田区社会福祉協議会
(おおた成年後見センター)

障害福祉・介護サービス事業所

専門職団体
(弁護士・司法書士・社会福祉士等)

地域包括支援センター

多機関連携に
よる支援体制

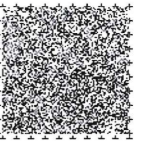
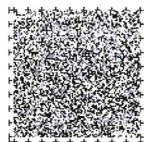
相談支援事業所

保育園・幼稚園・児童館

地域福祉課・地域健康課

小学校・中学校・高等学校
特別支援学校

計画の改善・見直しの検討を行います。役割分担を行い、地域のネットワークを強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。





施策の全体像

基本理念

基本目標

施策目標

個別施策

主な取組

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします

基本目標1
自分らしく
いきいきと
暮らし続けられるまち

基本目標2
互いを理解し
つながり
支えあうまち

基本目標3
尊厳や権利が守られ
安全・安心に
生活できるまち

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-2 希望する暮らしの実現

1-3 社会参加・社会活動の充実

1-4 保健・医療支援体制の充実

1-5 障がい児支援の充実

1-6 障がい特性に応じた支援
の充実

2-1 相談支援体制の充実・強化

2-2 障がいへの理解促進

3-1 防災・防犯対策の推進

3-2 権利を守るまちの実現

1-1-1 日中活動の場の整備

1-1-2 緊急時の受入体制の充実

1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実

1-1-4 サービスの質の確保・向上

1-2-1 居住の場の確保・充実

1-2-2 地域生活移行支援の充実

1-3-1 就労支援の充実

1-3-2 余暇活動の充実

1-4-1 保健・医療支援体制の充実

1-5-1 保育の充実

1-5-2 教育の充実

1-6-1 発達障がい者支援の充実

1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実

2-1-1 相談支援体制の充実・強化

2-1-2 地域ネットワークの充実

2-2-1 障がいを理由とする差別の
解消の推進

2-2-2 意思疎通支援・情報保障の促進

2-2-3 地域との交流の充実

3-1-1 災害時相互支援体制の整備

3-1-2 福祉避難所等の体制整備

3-1-3 防犯対策の充実

3-2-1 障がい者虐待防止等の推進

3-2-2 成年後見制度等権利擁護支援の
充実

3-2-3 ユニバーサルデザインの
まちづくりの推進

区立施設の機能見直し・強化、民間事業者の施設整備支援

短期入所事業の充実

大田区福祉人材育成・交流センターにおける事業実施、
基幹相談支援センターによる人材育成

指導検査等の実施、福祉サービス第三者評価の受審促進、
DXを活用した支援の検討

障がい者グループホームの整備・運営支援、
障がい者グループホームの連絡会の開催、居住支援協議会の開催

アウトリーチ支援事業の推進、措置入院者等退院後支援事業の推進、
精神障害者地域生活安定化事業の実施

就労支援ネットワークの推進、生産活動支援施設連絡会の取組の充実、
会計年度任用職員(オフィス・サポーター)の雇用

余暇活動の機会の提供、障がい者スポーツの推進

精神保健福祉地域支援推進会議の開催、難病対策地域協議会の開催、
医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催

統合保育の充実、学童保育室での受入体制の充実

幼児教育相談の充実、就学・教育相談の充実、特別支援教育の充実

乳幼児健康診査等の実施、発達支援ネットワークの推進、
発達障がいの理解啓発の推進、ペアレント・トレーニングの実施

高次脳機能障がい支援ネットワークの推進、
高次脳機能障がいの理解啓発の推進

相談支援体制の充実・強化、ピアサポーター・相談員等の活動推進

地域ネットワークの構築の推進、自立支援協議会の開催

障がい者差別解消支援地域協議会の開催、合理的配慮の推進、
障がい者差別解消のための啓発活動の推進、心のバリアフリーの促進

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の周知・啓発活動
の推進、意思疎通支援の充実、情報保障の促進

障がい理解促進事業の実施、地域交流事業の実施

避難行動要支援者及び要配慮者支援の推進、
災害時の自助及び相互支援意識の普及啓発

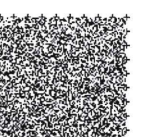
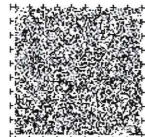
福祉避難所等の運営・検証

福祉施設等の安全体制の確保、特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進

障がい者虐待防止のための啓発活動の推進、障がい者虐待への対応

権利擁護支援の推進、成年後見制度利用促進のための
協議会運営、おいじたくへの支援～親あるうちの備え

地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進、
移動等円滑化の促進





障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

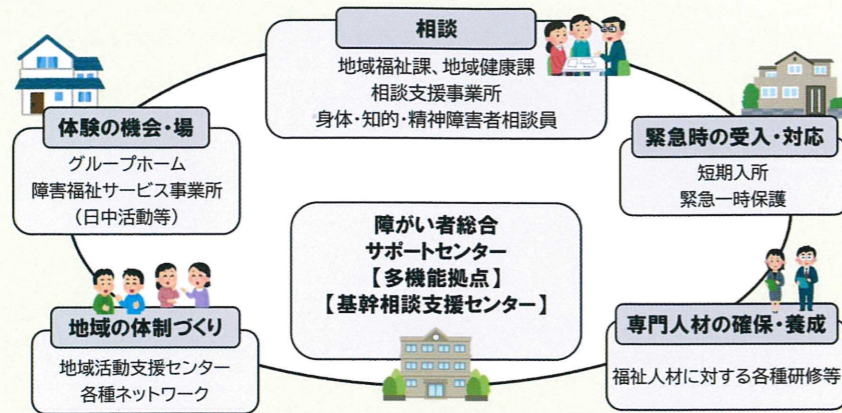
国から示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、目標や見込み量を設定しています。

地域生活支援拠点等の機能の充実

これまで区では、障がい者総合サポートセンターを多機能拠点として整備するとともに、障がいの地域での暮らしを支える機能を充実させるため、障がい者総合サポートセンターを中心として障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携を深め、面的な体制整備を進めてきました。

令和3年度には、医療的ケアも含む重症心身障がい者の利用が可能なグループホームを開設し、緊急時の受入・対応が可能となつたさホーム前の浦では短期入所事業を開始しました。

今後、地域生活支援拠点等の各機能を強化しさらなる充実を図るとともに、各機能の運用状況を本計画のPDCAサイクルに基づき「大田区障がい施策推進会議」等で検証・評価していきます。



【大田区の地域生活支援拠点等のイメージ】

福祉施設の入所者の地域生活への移行等

入所待機者の状況等の区の実状を踏まえて、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに、29人が地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等を利用して地域生活に移行すること、令和8年度末時点の施設入所者数を456人とすることを目標とします。そのために、東京都の地域移行促進コーディネーターと連携して、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。また、重度の障がい者が利用可能なグループホームの整備を積極的に検討していきます。

項目	令和8年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	令和4年度末から29人
施設入所者数	456人

福祉施設から一般就労への移行

区では、障がい者就労支援センター(障がい者総合サポートセンター内)を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいます。

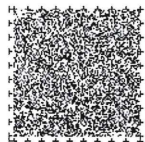
本人及び企業等への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、ネットワーク事業等を通じて、一般就労への移行を推進していきます。

項目	令和8年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数	177人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	9割以上
就労定着支援事業の利用者数	197人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	9割以上

障がい児支援体制の整備等

これまで区では、障がい児支援体制の整備に向けて、関係機関との連携強化、事業所の運営支援等の取組を進めてきました。

今後も、主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を新規に開設する事業者への支援を引き続き行います。また、医療的ケアが必要な障がい者が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう関係機関が互いに連携し、情報交換等を行うことを目的として、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を引き続き開催するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向けた検討を進めていきます。



発達障がい者支援事業の推進

前計画においては、発達障がい者及びその家族等が、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や適切な対応方法を身に付けていけるよう支援に取り組んできました。

本計画においては、計画相談をはじめ、支援を担う人材の育成は、基幹相談支援センターのネットワークを活用するとともに、大田区福祉人材育成・交流センターと連携しながら検討を行います。また、療育の質の向上をめざし、関係部局や関係機関と協力しながら調査研究を進めていきます。加えて、地域の実状を踏まえた支援が行えるよう、検討を進めていきます。

区の具体的な取組については、引き続き、発達障がいの理解啓発や、教育委員会をはじめとした関係機関とのネットワークの強化に取り組めます。また、発達障がい者やその家族への支援の充実をめざし、ペアレント・トレーニングの充実や、ペアレントメンターの育成、セルフプランの作成支援等に取り組んでいきます。

相談支援体制の充実・強化

これまで区では、基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、相談支援体制の充実・強化を進めてきました。また、令和5年度からは、重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な相談支援体制の構築を推進しています。

本計画では、障がい者総合サポートセンターが、今後より一層基幹相談支援センターとして各事業者への専門的な助言・支援、連携強化等に取り組むことができるよう、地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行うとともに、身近な相談相手である民生・児童委員や身体・知的・精神障害者相談員等と協力しながら、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、複合的な課題を抱えた世帯へは、課題に応じて関係機関が連携し、分野横断の包括的なチーム支援を推進していきます。

項目	令和8年度目標
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年12回
自立支援協議会における個別事例の検討の実施回数	年1回以上

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、重層的な支援体制の構築・実施に向けた協議を行うことを目的として、「精神保健福祉地域支援推進会議」を開催しています。

今後も、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施します。また、精神保健福祉に関する相談や手続きについて、区民の利便性の向上を図り、支援体制を強化していきます。加えて、精神障がい者の地域移行や地域を支えるために、措置入院者等退院後支援事業やアウトリーチ支援事業等を推進していきます。

項目	令和8年度見込量
精神障がい者の地域移行支援	5人/月
精神障がい者の地域定着支援	5人/月
精神障がい者の共同生活援助	276人/月
精神障がい者の自立生活援助	36人/月
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	93人/月

障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

区では引き続き、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加を促すとともに、事業所に対して請求方法等の情報提供を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。また、令和4年度に機能設置した「大田区福祉人材育成・交流センター」にて、福祉人材の確保・育成・定着の支援を行っていきます。

項目	令和8年度目標
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	年7人

